

令和7年度 港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会 の設置趣旨等について

令和7年9月30日
国土交通省港湾局技術企画課

1. 趣旨

現在、港湾施設は急速な老朽化の進展が見込まれている中、港湾施設を管理する港湾管理者の人員面、技術面及び財政面での課題が顕在化しており、港湾施設の維持管理が十分にできていない状況が認められます。

昨年度作成のガイドライン改訂案を踏まえた維持管理計画書の変更等の進め方をわかりやすく示すため、維持管理計画策定ガイドライン「第2部 作成事例」の更新・充実に取り組むための「港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会（以下「検討会」）」を立ち上げ、審議してまいります。

2. 令和7年度開催時期及び内容

○開催時期：

令和7年12月ころ、及び令和8年2月ころに開催予定（対面（国土交通省）・オンライン併用）

○検討内容：

- ・第6回検討会・・・「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」の【第1部 総論参考資料】及び【第2部 作成事例】の改訂案の内容について
- ・第7回検討会・・・第6回検討会の意見を踏まえた改定案に対する対応案について

3. 検討会の構成員

有識者、国土技術政策総合研究所、港湾管理者

4. 主催者

国土交通省港湾局技術企画課

港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会設置要綱

令和6年2月7日

国土交通省港湾局技術企画課

1. 港湾施設の持続可能な維持管理とすべく、必要な検討を行うため、「港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。
2. 検討会の委員は、構成員名簿に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
3. 検討会に座長を置き、次のとおりとする。
 - (1) 座長は、委員の中から事務局が指名する。
 - (2) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
4. 検討会は、合議による方式を原則とし、委員の過半数の出席をもって開催する。ただし、諸事情により合議による検討会の開催が困難な場合は、書面による開催を可能とする。
5. 検討会は、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めることができる。また、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
6. 委員は、検討会に参画する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
7. 検討会に、専門の事項を議論するためのワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。
8. WGに属すべき委員は、座長が指名する。
9. WGに委員長を置き、WGに属する委員のうちから座長が指名する。
10. 検討会の庶務は、国土交通省港湾局技術企画課において処理する。
11. この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は令和6年2月7日から施行する。